

# 第7期 おだわら高齢者福祉介護計画

## 計画策定の趣旨

少子化・高齢化が急速に進行し、本市の高齢化率は29%を超えました。家族構成や労働環境、地域のつながりなどは、様々に変化し、高齢者を取り巻く環境は、今後より一層複雑化していきます。

こうした状況を踏まえ、本市では「ケアタウン構想」のもと、高齢者や障がい者、子育て世帯など、支援を必要とする方に対し、市民・事業者・行政等が一体となり、制度的な枠組みを越えたサポートを実施するための仕組みづくりを進めています。

この「第7期おだわら高齢者福祉介護計画」は、ケアタウン構想の理念や国の方針に基づく本市の高齢者施策の指針であり、高齢者の皆さんが「いつまでも元気に社会で活躍していける」、介護が必要になっても「住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける」まちの実現を目指すものです。



## 計画の期間

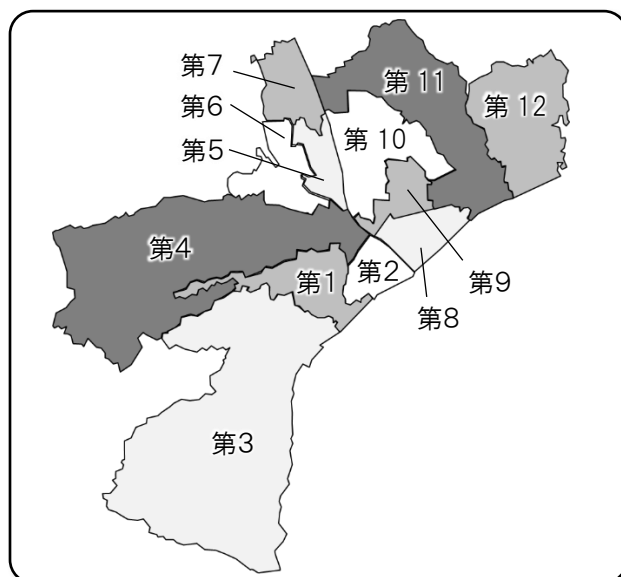
この計画の期間は、平成 30(2018)年度から平成 32(2020)年度までの3年間です。

なお、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37(2025)年度を見据え、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

## 日常生活圏域と地域包括支援センター

地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件を踏まえ、12の日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを中心として、様々なサービスを充実していきます。

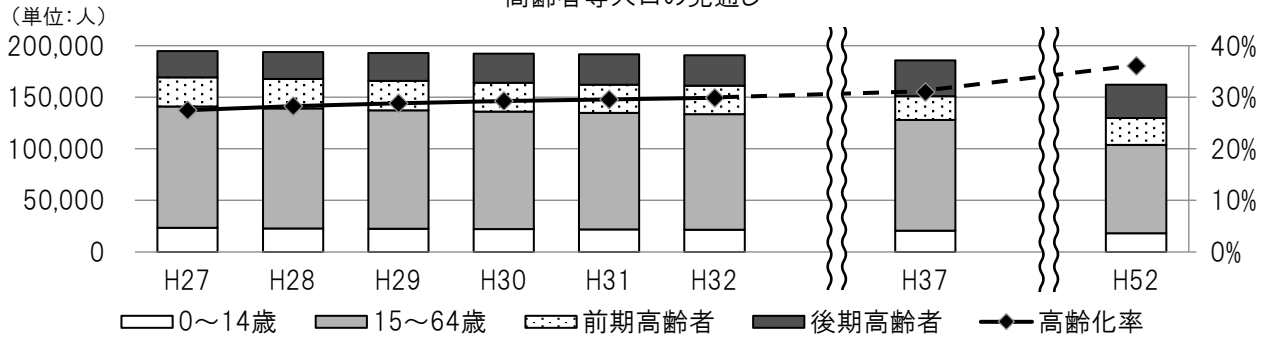
圏域	自治会連合会	地域包括支援センター
第1	緑、万年、幸、芦子	しろやま
第2	新玉、山王網一色、足柄	はくおう
第3	十字、片浦、早川、大窪	じょうなん
第4	二川、久野	はくさん
第5	東富水	ひがしとみず
第6	富水	とみず
第7	桜井	さくらい
第8	酒匂・小八幡、富士見	さかわ こやわた・ふじみ
第9	下府中	しもふなか
第10	豊川、上府中	とよかわ・かみふなか
第11	曾我、下曾我、国府津	そが・しもそが・こうづ
第12	前羽、橘北	たちばな



# 高齢者の現状と将来の予測

本市の総人口は、減少傾向にあります。高齢者人口は今後も増加が見込まれます。高齢者の内訳では、65歳から74歳の前期高齢者は平成28年度の28,561人をピークに減少に転じている一方、75歳以上の後期高齢者は増加を続け、平成37年度には34,563人になる見通しです。

高齢者等人口の見通し

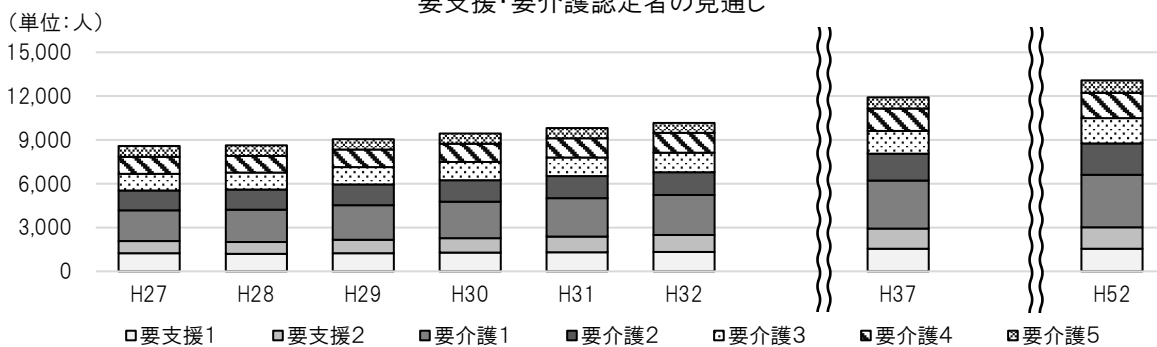


年度 (西暦)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H37 (2025)	H52 (2040)
総人口	194,644	193,871	192,965	192,351	191,643	190,843	185,692	162,292
高齢者人口	53,523	54,792	55,644	56,333	56,746	57,066	57,614	58,547
前期高齢者	28,347	28,561	28,470	28,053	27,437	27,343	23,051	26,090
後期高齢者	25,176	26,231	27,174	28,280	29,309	29,723	34,563	32,457
高齢化率	27.5%	28.3%	28.8%	29.3%	29.6%	29.9%	31.0%	36.1%

※各年度10月1日現在。平成30年度以降は推計。

要支援・要介護認定者数は、平成29年度で9,037人です。これは、介護保険制度創設時(平成12年度)の3,158人の約2.9倍に当たります。今後も、高齢者人口の増加に伴い、認定者数の増加が見込まれます。

要支援・要介護認定者数の見通し



年度 (西暦)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H37 (2025)	H52 (2040)
要介護5	738	720	697	702	704	695	764	848
要介護4	1,171	1,140	1,192	1,253	1,305	1,359	1,539	1,747
要介護3	1,130	1,160	1,197	1,245	1,285	1,322	1,573	1,725
要介護2	1,352	1,385	1,422	1,466	1,511	1,556	1,840	2,147
要介護1	2,107	2,207	2,368	2,502	2,626	2,755	3,271	3,591
要支援2	845	814	923	997	1,070	1,147	1,397	1,479
要支援1	1,236	1,205	1,238	1,278	1,312	1,336	1,542	1,543
合計	8,579	8,631	9,037	9,443	9,813	10,170	11,926	13,080

※各年度10月1日現在。平成30年度以降は推計。

# 基本理念と施策の体系

## 基本理念

「ともに生きる活力ある長寿・福祉社会」  
(ケアタウン おだわら) をめざして

第7期計画は施策の体系として、4つの基本方針、14の施策の目標を定めました。

### 【基本方針1】

高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進

- (1) プロダクティブ・エイジングの促進
- (2) 外出・多様な活動の促進

### 【基本方針2】

介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- (1) 一般介護予防事業の拡充
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- (3) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

### 【基本方針3】

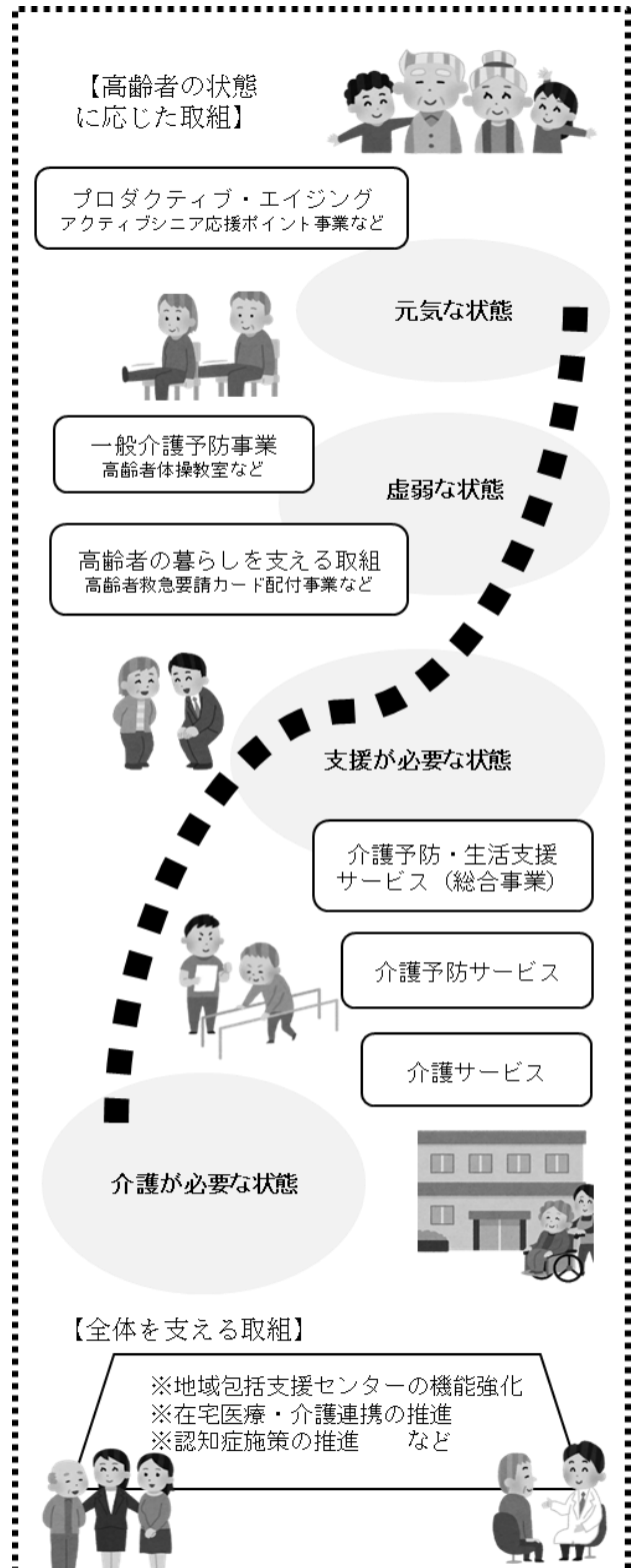
保険給付事業の円滑な運営

- (1) 介護(介護予防)サービスの適切な提供
- (2) 介護(介護予防)サービスの質の向上
- (3) 介護(介護予防)サービス利用者に対する適切な支援

### 【基本方針4】

地域における高齢者支援体制の強化

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 家族介護者支援の充実
- (5) 高齢者の暮らしを支える取組の充実
- (6) 高齢者虐待などによる緊急時の体制整備

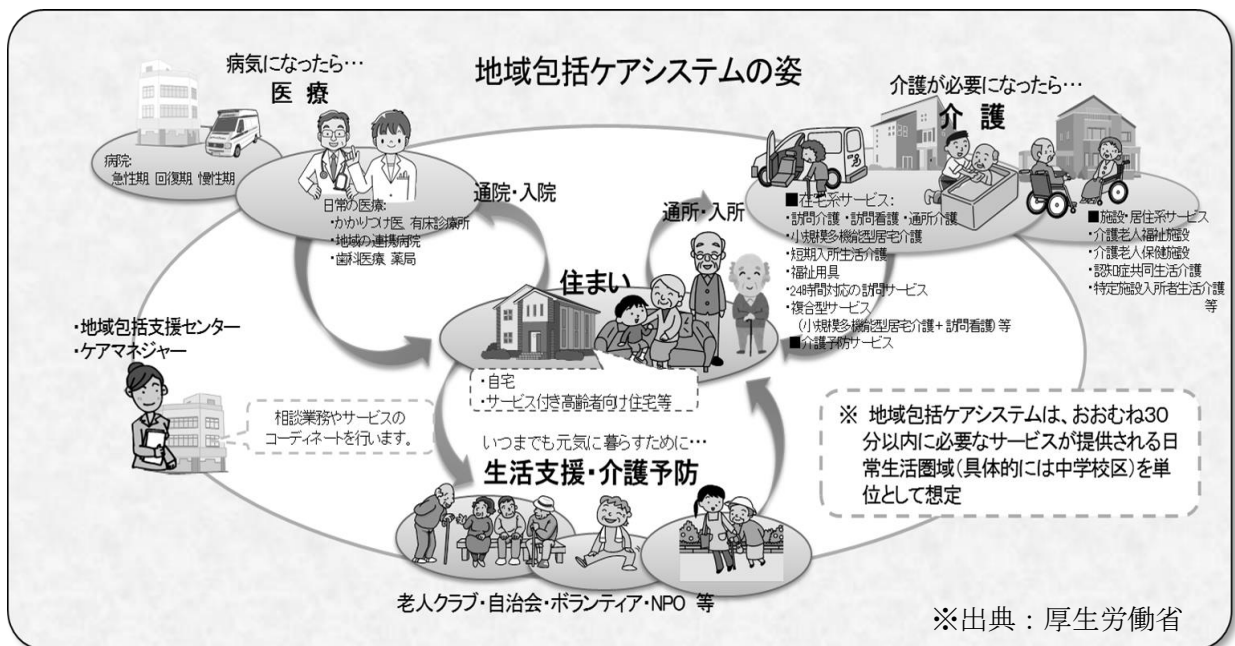


# 重点的に取り組むこと

## 重点指針

### 『地域包括ケアシステムの深化』

- 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域の中で「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」を一体的、継続的に提供するのが「地域包括ケアシステム」です。
- この「地域包括ケアシステム」は、地域の特性を踏まえて、行政による公的サービスや介護保険制度による介護サービス、医療サービスに加えて、地域の住民組織やボランティア、NPOなど、多様な主体によって提供される生活支援のサービスが補完・連携することによって実現されます。



- 地域包括ケアシステムを構築し、維持していくためには、次の視点が重要です。

- 要介護状態等となることへの予防や重度化防止に向けた取組
- 高齢者が持っている能力に応じ、自立して日常生活を営むことができるよう支援すること
- 効果的、効率的、かつ適正な介護給付などによる介護保険制度の安定的な運営

- そこで、第7期計画では、平成 37 年度に向けた中長期的な視点に立ち、重点指針を『地域包括ケアシステムの深化』とし、特に次の5つを柱として取り組みます。

## 5つの柱

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- 介護予防に関する調査を行い、多角的な視点から市全体の介護予防の課題を捉えます。
- 介護が必要となる前に適切な介護予防事業につなげます。
- 地域の支えあい体制づくりを推進し、地域の高齢者がいきいきと暮らせるよう取り組みます。

### (2) 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括ケアシステムを推進していく上で重要な「在宅医療・介護連携」「認知症施策」「地域ケア会議」など、各分野の施策を地域包括支援センターがつなぐ役割を果たします。
- 地域包括支援センターが十分に機能を発揮できるよう、職員の資質向上と運営評価方法の見直しを行い、市の支援体制を強化します。

### (3) 在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要と高齢者に適切なサービスが提供される体制を整備します。
- 在宅医療・介護の現状や看取りについての知識を普及啓発し、相談体制を充実します。

### (4) 認知症施策の推進

- 医療職と介護職との連携を深め、認知症の早期診断・早期対応を図るとともに、医療・介護サービスが受けられよう、支援体制の充実に取り組みます。
- 認知症の方を地域全体で見守る環境づくりを進めていきます。

### (5) 介護保険事業の持続可能性の確保

- 必要な介護サービスの基盤を過不足なく整備し、サービスの適切な提供に努めます。
- 全国的な課題である介護人材の確保に向け、国や県の取組に加えて、関係団体と協議し、支援策を実施します。

# 計画の中で取り組むこと

施策の体系に位置付けた具体的な事業は次のとおりです。重点指針を踏まえて取り組みます。

## 基本方針 1

### 高齢者がいきいきと活動できる 環境づくりの促進

#### (1) プロダクティブ・エイジングの促進

##### 【具体的な事業】

- アクティブシニア応援ポイント事業
- セカンドライフ応援セミナー事業
- シニアバンク事業
- 生きがいふれあいフェスティバル開催事業
- 老人クラブ活動補助事業
- 老人クラブ加入促進事業
- シルバー人材センター運営補助事業
- シルバー人材センター活用事業
- 敬老行事・長寿祝事業

#### (2) 外出・多様な活動の促進

##### 【具体的な事業】

- 高齢者はりきゅう・マッサージ等施術費助成事業
- 福寿カード交付事業
- 高齢者外出関連情報提供事業
- 生きがいふれあいセンターいそしぎ管理運営事業
- 前羽福祉館管理運営事業
- 下中老人憩の家管理運営事業

## 基本方針 2

### 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

#### (1) 一般介護予防事業の拡充

##### 【具体的な事業】

- 介護予防把握事業
- 高齢者筋力向上トレーニング事業(基幹型・地域型)
- 高齢者栄養改善事業
- 認知症予防事業
- 介護予防普及啓発事業
- 生きがいふれあいフェスティバル開催事業  
(介護予防事業)
- 高齢者体操教室開催事業
- いきいき健康事業
- 地域介護予防活動支援事業
- ふれあい担い手発掘事業
- 介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

#### (2) 介護予防・生活支援サービス事業 の充実

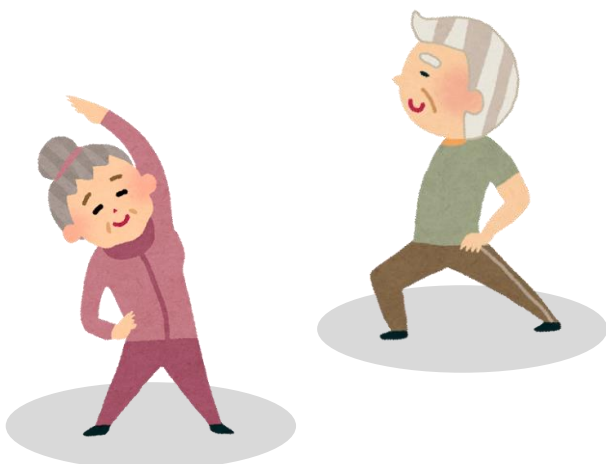
##### 【具体的な事業】

- 訪問型サービス事業
- 食の自立支援事業  
(介護予防・日常生活支援サービス事業)
- 通所型サービス事業
- 介護予防ケアマネジメントの実施

#### (3) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

##### 【具体的な事業】

- 生活支援協議体の設置
- 生活支援コーディネーターの配置
- 生活支援事業主体の育成・支援
- 地域の介護予防・生活支援サービスの情報提供



## 基本方針3

### 保険給付事業の円滑な運営

#### (1) 介護（介護予防）サービスの適切な提供

##### 【具体的な事業】

- 要支援・要介護認定事業
- 介護（介護予防）サービスの提供
- 介護保険施設等整備事業
- 介護サービス事業者の指定
- 介護人材確保支援事業

#### (2) 介護（介護予防）サービスの質の向上

##### 【具体的な事業】

- 介護サービス事業者指導・監査事業
- 介護サービス事業者支援事業
- ケアマネジメント技術向上支援事業
- 介護相談員派遣事業
- 介護給付適正化事業
- 居宅介護支援事業者等補助事業

#### (3) 介護（介護予防）サービス利用者に対する適切な支援

##### 【具体的な事業】

- 社会福祉法人等利用者負担軽減事業
- 高額介護サービス費等の給付
- 介護サービス情報公表事業

#### (6) 高齢者虐待などによる緊急時の体制整備

##### 【具体的な事業】

- 老人ホーム入所等措置事業
- 養護老人ホーム入所判定事業
- 緊急一時入所事業
- 高齢者虐待防止ネットワーク事業

## 基本方針4

### 地域における高齢者支援体制の強化

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

##### 【具体的な事業】

- 地域包括支援センター運営事業
- 地域ケア会議開催事業（個別・圏域）
- 地域包括支援センターの運営評価

#### (2) 在宅医療・介護連携の推進

##### 【具体的な事業】

- おだわら地域包括ケア推進会議開催事業
- 在宅医療・介護連携事業
- 在宅医療・介護サービス情報発信事業

#### (3) 認知症施策の推進

##### 【具体的な事業】

- 認知症サポーター養成事業
- 認知症地域支援推進事業
- 認知症初期集中支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- おだわら市民後見人養成事業

#### (4) 家族介護者支援の充実

##### 【具体的な事業】

- 家族介護教室開催事業
- 家族介護用品支給事業
- 徘徊高齢者SOSネットワーク事業
- 介護マーク普及事業

#### (5) 高齢者の暮らしを支える取組の充実

##### 【具体的な事業】

- 高齢者救急要請カード配付事業
- 独居老人等緊急通報システム事業
- 福祉タクシー利用助成事業
- 高齢者居住支援関連情報提供事業
- 要配慮者支援対策事業
- 高齢者見守り事業
- 食の自立支援事業（任意事業）

# 介護保険料

本市では、今後将来にわたり安定したサービスを提供していくために、人口推計や直近までのサービス実績等をもとに、第7期計画期間の介護保険料を設定しました。

介護保険料の基準額は、3年間の介護サービス等に係る費用をもとに、次の計算式で算定します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基準額} \\ \hline 60,720 \text{ 円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{介護サービス等} \\ \hline \text{に係る費用} \\ \hline \text{約 472 億円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65 歳以上の} \\ \hline \text{方の負担分} \\ \hline \text{約 23.7\%} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{介護給付費等} \\ \hline \text{準備基金繰入額} \\ \hline \text{約 6 億円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{予定保険料} \\ \hline \text{収納率} \\ \hline \text{98.69\%} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{65 歳以上の} \\ \hline \text{方の人数} \\ \hline \text{約 17 万 6 千人} \\ \hline \end{array}$$

## 所得段階別の介護保険料

所得段階	対象者	保険料		
		料率	年額	月額
第1段階	生活保護利用者等 世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下	×0.50 (×0.45)	30,360円 (27,320円)	2,530円 (2,277円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の年金収入と合計所得金額の合計額が120万円以下	×0.73	44,320円	3,693円
第3段階	本人の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円超	×0.75	45,540円	3,795円
第4段階	本人の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下	×0.90	54,640円	4,553円
第5段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)	×1.00 (基準額)	60,720円	5,060円
第6段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が120万円未満	×1.20	72,860円	6,072円
第7段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が200万円未満	×1.30	78,930円	6,578円
第8段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が300万円未満	×1.50	91,080円	7,590円
第9段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が400万円未満	×1.70	103,220円	8,602円
第10段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が600万円未満	×1.80	109,290円	9,108円
第11段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が800万円未満	×1.90	115,360円	9,613円
第12段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が1,000万円未満	×2.00	121,440円	10,120円
第13段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上	×2.10	127,510円	10,626円

- ・第7期の料率における( )は、公費による軽減制度を反映させた場合の料率
- ・合計所得金額は、所得税に係る譲渡所得の特別控除の適用がある場合にあっては、その額を控除して得た額
- ・第1段階から第5段階までの合計所得金額は、公的年金等に係る雑所得を控除して得た額

介護保険は、高齢者の皆さんが①自分の意思に基づき②能力を最大限に生かして③自立した質の高い生活を送ることを目的として、介護が必要な高齢者を社会全体で支える制度です。

自分らしい生活を送るために、介護予防などに取り組むこと、サービスを効果的に利用することは、結果的に皆さんの保険料の負担を抑えることにもつながります。全国的に介護保険料が上昇傾向の中、本市の保険料は、第6期と同額にすることができました。

第7期においては、高齢者一人ひとりの生活の質の向上に向け、介護予防の取組をはじめ、自立支援と重度化防止を図り、介護保険制度の安定的な運営を目指します。



## 第7期おだわら高齢者福祉介護計画（概要版）

平成30年3月 発行：小田原市福祉健康部高齢介護課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地 電話：0465-33-1841 FAX：0465-33-1838